

うみのくに保育園 なかのぶ 保育委託契約書（重要事項説明書）

（以下、「保護者」といいます）と、株式会社空のはね（以下「当社」といいます）が運営する「うみのくに保育園なかのぶ」（以下「当園」といいます）は、当園を利用する園児（ 年 月 日生）（以下、「園児」といいます）の保育について、以下の重要事項に同意し、保育委託契約を締結しました。

1 運営主体

事業者の名称	株式会社 空のはね
事業者の所在地	東京都千代田区神田錦町 2-5-16 名古屋ビル新館 8 階
事業者の電話番号	03-6417-9735
代表者氏名	田中 章生

2 事業の概要

名称	うみのくに保育園なかのぶ		
種別	小規模保育事業 A 型		
所在地	東京都品川区戸越 6-14-4 古川ビル 1F		
電話番号・FAX	03-6426-6516		
管理者氏名	堤 奈緒子		
開設年月日	2015 年 4 月 1 日		
利用定員（年齢別）	0 歳児	1-2 歳児	合計
	5 人	14 名	19 名

3 施設・設備の概要 ※入園のしおりに記載

4 事業の目的、基本理念

社名「空のはね」とは

どこまでも伸び行く才能をイメージしています。

空の高さには限りがないようにこどもたちの限らない成長を願って

園名「うみのくに」とは

お母さんのおなかの中をイメージしています。

おなかの中にいるときに受ける優しい母の愛情と健康への願いを保育へ

よりそう保育

- 子どもの気持ちによりそう保育
- 子どもの発達の段階によりそう保育
- 家庭の子育て方針によりそう保育
- 地域の子育ての考え方によりそう保育

つながる保育

- 子どもの発育支援につながる保育
- 家庭の生活と保育園の生活がにつながる保育
- 卒園後の保育環境につながる保育
- 職員同士が協力してつながる保育

5 うみのくに保育園なかのぶの取り組み

①手作りの温かい環境作り

お子様の発達を促したり、興味ある遊びが広がるよう、手作りの玩具などを用いた環境作りをしています。

②積極的な保護者支援

細やかな申し送りや、個人面談にて保護者の思いや悩みを共有し、園での姿を伝えることによって保護者と保育者が共に悩んだり成長を見守る関係性を構築していきます。

③全グループの子どもの様子を職員間で共有

伝達ツールを使い、担当のグループではないお子様の様子も共有することにより、全職員で全園児を見守ることのできる園作りを行っています。

6 職員体制

管理者	保育従事者	調理員
1 名	常勤保育士 5 名	1 名

※職員体制は、児童数の増減に応じて配置いたします。上記の表のに掲げる職員以外にも、必要に応じて事務員を配置いたします。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

開 所 時 間	月曜日から土曜日 7:30~18:30
保育標準時間認定の保育時間 (11 時間)	月曜日から土曜日 7:30~18:30
保育短時間認定の保育時間 (8 時間)	8:00~17:30 のなかで 8 時間を基本時間とする ※毎月 1 日~末日分を前月末までに指定のこと
延 長 保 育 時 間	保育短時間認定の方は、基本時間の以前、あるいは、8 時間以降の保育利用については延長保育となります（有料）

9 利用料金

利用料（利用者負担）	品川区が定める利用料
延長保育料	短時間認定の方：500 円/日 ※但し、18:30 以降 500 円/15 分
その他	ライブカメラ視聴料 1,000 円/月

※ライブカメラサービスについて

当園では、保護者の皆様がいつでも園でのお子さまの様子を確認出来るように全部屋にカメラを設置しライブカメラサービスを実施しております。（有料サービス）

この取組みは保護者様へのサービスの目的以外にも、事故の防止、保育の質向上にも役立てております。

運用ルールにおきましては入園時にご提示する同意書をご参照ください。

10 支払方法

延長料金は、都度、交通系マネーにて支払います。

11 提供する保育等の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

食事	午前間食	昼食	午後間食	備考
目安時間	9 時 30 分頃	1 1 時 30 分頃	1 5 時 30 頃	
乳児のミルクについては、授乳間隔を家庭と確認して提供します。				

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、生活管理指導表をご提出いただき、除去食、代替食についてご相談ください。

※ 給食での使用を避ける食材

厚生労働省のガイドラインに基づき、誤嚥事故防止の為に使用を控えている食材
プチトマト・乾いたナッツ(豆類)・うずらの卵・あめ類・ラムネ・固形チーズ・ぶどう・
さくらんぼ・餅・白玉団子・いか・こんにゃく

12 利用の開始および終了に関する事項

当園は、区が行う利用調整により当園の利用を決定・開始します。保育を受ける必要性の高い子どもが優先的に利用できるよう、選考されています。

また、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が満3歳に達したとき

(ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします)

(2) 児童の保護者が、区が定める入所基準に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 連携施設

連携施設の種類	認可保育所（公立）
名称	南ゆたか保育園
所在地	品川区豊町 4-17-21
連携協力の概要	保育内容の支援

14 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	ゆきこどもクリニック	医療機関の名称	こはるデンタルクリニック
医 院 長 名	竹下 由紀子	医 院 長 名	小藤田 久子
所 在 地	品川区中延 5-3-8	所 在 地	目黒区碑文谷 3-1-1 リヴォン碑文谷 2F
電 話 番 号	03-3784-2555	電 話 番 号	03-5825-4848

15 緊急時における対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

16 非常災害時の対策

非常災害時に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応いたします。

非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに毎月1回以上避難および消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

災害以外の場合は、区役所、消防、警察の指示に従って避難します。

また、保育中に大地震が発生した場合には、「コドモン」や「災害伝言ダイヤル 171」を利用して安否状況をお知らせします。伝言の再生方法は【171→2→0364266516】の順にダイヤルすると録音を確認できます。

可能であれば、「避難場所」を提示して避難します。

一時(いつとき)避難場所	大原公園
区民避難所	大原小学校
広域避難場所	大井競馬場 しながわ区民公園

17 虐待防止のための措置に関する事項

当園を利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

18 賠償責任保険の加入状況：入園のしおり参照

19 苦情相談窓口

相談・苦情受付担当者氏名	電話	03-6426-6516	担当保育者
相談・苦情解決責任者氏名	電話	03-6426-6516	施設長 堤奈緒子
園外 相談・苦情受付担当者	はぐはぐキッズ株式会社 代表取締役		小西 由美枝 (070-6566-0882)
	株式会社ココロラボ 代表取締役		澤井 優嘉 (03-3721-8391)
受付方法	面接・文書・電話・Email などの方法で相談・苦情を受付けます。		
e-mail	soranothane-nakanobu@soranothane.com		

20 その他

入園のしおりにて、日々の持ち物、年間予定、デイリープログラム等を確認しました。児童の退園を申出る際は、区役所および保育園へ速やかに連絡するようご協力願います。

本契約成立の証に、保護者および当園が記名捺印の上、各々その1通を保有する。

年 月 日

契約期間	年 月 1日 ~ 年 3月 31日 まで
------	----------------------

児童氏名	保護者住所
保護者氏名（母）： 印	保護者氏名（父）： 印

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書および入園のしおりの説明を行いました。

株式会社 空のはね 代表取締役 田中 章生 印	代行者による場合 施設長 堤 奈緒子 印
----------------------------	-------------------------